

立命館大学家計急変学費減免（入学予定者） 2026 年度 募集要項

「立命館大学家計急変学費減免（入学予定者）」（以下、本制度）は、修学の意志があるにもかかわらず、家計急変や自然災害による経済的な理由により、修学が困難となった者を学費減免することにより支援します。本制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」(※1)のうち、家計急変の授業料減免制度と立命館大学の独自制度を包括した制度です。

(※1) 国の「高等教育の修学支援新制度」とは

給付型奨学金の支給および授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免制度）の2つの支援により、大学で安心して学んでいただく国の制度です。「日本学生支援機構給付奨学金」（以下、JASSO 給付奨学金）に申込み、採用となり支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分・多子世帯区分)が決定すると、授業料減免制度の支援区分も同様の区分で決定されます。

「JASSO 給付奨学金」には、原則、4月と10月の「**定期採用（以下、JASSO 定期採用）**」と家計に急変が生じた場合の「**家計急変（以下、JASSO 家計急変）**」があります。また、入学予定者の高校在学中に出願する「**予約採用（以下、JASSO 予約採用）**」もあります。

(※2) 注意事項

各制度内容に変更があった場合、本制度内容に変更が生じる可能性があります。ご了承ください。

1. 本奨学金の概要

(1) 減免対象

本学入学試験の出願者（出願予定者）もしくは合格者で、本学への入学の意志が明確である者。

ただし、外国人留学生は除く（在留資格が「留学」の者）。

(2) 出願について

本制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」の家計急変の授業料減免制度を包括した制度です。本制度に出願する場合は、原則、JASSO 家計急変にも出願していただきます。JASSO 家計急変への出願は、入学後3か月以内です。

※本制度および JASSO 家計急変について、それぞれ急変事由や出願資格は異なりますので、概要については6ページおよび7ページをご覧ください。

(3) 減免額

本制度の減免額は、**年間授業料の1/4の額**（入学金・諸会費等は減免対象としない）

(4) 減免額の決定について

減免額は、JASSO 家計急変への出願および選考結果などにより、次の①・②どちらかに決定します。

①JASSO 家計急変に採用となり、JASSO 給付奨学金の支給対象となった場合、国の授業料減免額が適用されます。

②JASSO 家計急変が不採用もしくは要件を満たさず出願できなかった場合等は、本制度の減免額である年間授業料の1/4の額が適用されます。

(5) 減免方法

4月入学者予定者は入学初年度の春学期、9月入学者は入学初年度の秋学期

※一旦、入学手続時納付金（入学金と授業料および諸会費）を期日までに納入していただきます。授業料の減免分については、年度内の授業料に充当、もしくは後日返金いたします。返金の場合の手続きについては、入学後に行いますので別途お知らせいたします。

(6) 採用人数

出願資格を満たす者は全員「採用候補者」とします。

※ 所定の手続きを行うことにより正式な採用となります。

(7) 出願回数

入学年度 1 回のみ

(8) 併給について

- ・JASSO 給付奨学金（予約採用・定期採用）および立命館大学学費減免など、他の授業料減免との併給はできません。
- ・他の授業料減免奨学金を受給している場合は、他の授業料減免もしくは授業料から減免する形式で給付する奨学金の総額が、当該学期授業料相当額を超えない範囲とします。
- ・他の奨学金の定めなどにより併給ができない場合があります。他の奨学金の受給にはそれぞれの奨学金の出願を行い採用される必要があります。

2. 出願要件

本制度への出願については以下の要件（１）～（３）のすべてを満たしていることが必要です。

（１）2026 年度本学学部入学試験の出願者（出願予定者）もしくは合格者で、入学の意志が明確である者。

（２）2025 年 1 月以降から 2026 年 3 月 31 日までに、以下①～④いずれかの事由が発生した者。

- ① 生計維持者の死亡（自然災害等による場合も含む）
- ② 生計維持者が重度後遺障害に認定（自然災害等による場合も含む）
重度後遺障害とは以下に該当する場合とします。
 - （ア）「身体障害者福祉法」により身体障害者 2 級以上の認定を受けた場合
 - （イ）「国民年金法施行令」および「厚生年金保険法施行令」によって障害等級 1 級以上の認定を受けた場合 ※精神障害は対象としません。
- ③ 自然災害等により生計維持者の居住する家屋が被害を受けた生計維持者の居住家屋の被害（罹災証明書により「半壊」以上の被害を対象とする）。
 - ※ 持ち家・賃貸物件のどちらでも可（生計維持者が被災者の罹災証明必要）
 - ※ 家屋以外の被害（物置・ガレージ・塀等）のみの場合は対象となりません。
 - ※ 生計維持者の所有する賃貸物件（他人に貸与中）は対象となりません。
 - ※ 水害の場合、床上浸水も対象となりますが、「半壊」以上の被害を対象としますので、「準半壊」以下の場合は対象外となります（床下浸水も対象外）。
- ④ 自然災害等により生計維持者が負傷し、30 日以上長期入院・加療の必要が生じた（ただし精神障害は対象外）

（３）上記（２）の事由発生後の生計維持者の年間収入が、**給与収入の場合 600 万円以下、自営業その他所得の場合 197 万円以下**であること。

※ 上記（２）・（３）の急変事由、災害被災状況、家計収入状況は、すべて客観的にその状況を証明する書類〔公的機関による証明書類、その内容を証明する資格・権限のある第三者による証明書類（勤務先会社・弁護士等の証明）〕により判断します。

■ 生計維持者とは、原則、出願者の「父」・「母」両方とします。

- ・ひとり親家庭の場合は、扶養・親権などを示した公的書類をもとに生計維持者を判断します。
- ・養子縁組などをされている場合は、実父母・養父母と本人との関係等で判断します。
- ・父母両方（ひとり親家庭の場合は、父母どちらか）が、死亡・身体障害により家計を維持することができない場合で、その父母に代わり家計を維持する者は、その状況を示す証票（公的書類）を提出していただき、その証票をもとに生計維持者を判断します。

3. 選考方法

- ・出願書類において出願資格を確認し、要件を満たす者は全員採用候補者とします。
- ・給与収入とその他所得(自営業・農業等)の換算は、日本学生支援機構の定める基準を準用し、大学で換算し確認します。
- ・入学後、所定の手続きをもって正式採用となります。

4. 出願書類

急変事由等に応じて、次の書類を準備し出願してください。家族状況や家計事情を確認させていただくため、別途追加書類の提出を求める場合があります。提出された書類に記入の不備や、指定された書類が整っていない場合、選考対象外とすることもあります。

各書類の補足説明（※印）も含め、内容をよく読んで出願書類に漏れのないようにしてください。

急変事由 出願書類	①死亡	②重度後遺障害	③災害による 家屋被害	④災害による 入院・加療
願書兼誓約書 ※1	●(原本)	●(原本)	●(原本)	●(原本)
最新かつすべての項目が記載された 所得証明書(課税証明書) ※2	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)
・戸籍全部事項証明書 ※3	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)
障害の認定が確認できる書類 ※4 ・身体障害者手帳 (1 級・2 級) ・障害者年金手帳 (1 級)	—	●(コピー) 左記いずれか	—	—
罹災証明書 ※5	—	—	●(コピー)	
医師の診断書 (30 日以上の長期 入院・加療の記載が必要)	—	—	—	●(コピー)
急変事由発生後の生計維持者の年間 収入が大幅に減少する場合、それを証 明する書類 ※6	—	※該当者のみ (コピー)	—	※該当者のみ (コピー)
ひとり親家庭の証明書 ※7	※該当者のみ (コピー)			
無職の証明書 ※8	※該当者のみ (コピー)			
入学試験受験票・出願書類受理通知・ 入学試験合格通知のいずれか	※入学前に出願する者のみ (コピー)			

【出願書類の補足説明】

※1 立命館大学 家計急変学費減免願書兼誓約書 (様式 1)

- ・必ずボールペン(消せるボールペンは不可)で入学予定者本人が記入してください。
- ・入学前に出願される場合は、受験予定もしくは受験した第 1 志望学部とその受験番号を記入、入学後に出願される場合は、在籍学部と学生証番号を記入してください。

※2 所得証明書（課税証明書） * 8ページ見本参照

＜4月入学の方＞ 生計維持者（原則、父・母両方）の 2025年度（令和7年度）発行、所得等の内容は 2024年・令和6年の所得証明書（課税証明書）	＜9月入学の方＞ 生計維持者（原則、父・母両方）の 2026年度（令和8年度）発行、所得等の内容は 2025年・令和7年の所得証明書（課税証明書）
---	---

・役所で取得したものを準備してください。勤務先から発行される源泉徴収票や確定申告の控え、特別徴収税額決定通知書、納税額決定通知書等の書類では選考できません。

・所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者控除・扶養控除等の事項が明記されている証明書（「全項目証明」、「すべての項目が記載された証明書」）を準備してください。金額が記載されていないものや扶養の人数等が「***」で目隠しされているものは無効です。

・無収入の場合は収入が「0円」と記載されたものがが必要です。非課税のみの証明となっているものは不可です。

・4月入学の方は2024年1月2日から出願日現在、9月入学の方は2025年1月2日から出願日現在の間に退職・廃業され、出願時点でも無職という場合は、「退職証明書」「離職票」「雇用保険受給資格者証」「廃業証明書」のいずれかをあわせて提出してください。

※3 戸籍全部事項証明書

- ・発行されてから3か月以内のものを提出してください。
- ・急変事由が死亡の場合には死亡されたことが確認できるものを提出してください。

※4 障害の認定が確認できる書類

- ・身体障害者手帳（1級・2級）は取得者および取得年月日がわかるページが必要です。更新日がある場合は該当ページも含めて提出してください。
- ・障害者年金を受給されている場合は、受給者および認定年月日がわかるページを提出してください。

※5 罹災証明書

- ・罹災証明書は市区町村役場などで発行されたもので、災害の名称や災害状況（全壊・半壊など）が記載されていることが必要です（被災証明書は不可）。

※6 急変事由発生後の生計維持者の収入が大幅に減少する場合、それを証明する書類

- ・給与収入の場合：急変事由発生後の給与明細書のコピー 直近3か月分
- ・給与収入以外の場合：「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿 直近3か月分
- ・急変事由発生前の年間収入が、家計基準（前述の2.出願要件（3））をみたしている場合は、減少を証明する書類の提出は不要です。

※7 ひとり親家庭の証明書

- ・「所得証明書（課税証明書）」にある「ひとり親」、「寡婦」、「寡夫」の欄に「*」印や控除金額が記されている場合、これによりひとり親家庭である証明になります。
- ・「所得証明書」に上記内容が反映されていない場合のみ、以下の(ア)～(エ)のいずれかひとつを提出してください。
 - (ア) 学生本人の戸籍謄本全部事項証明（出願締切日3か月以降に発行されたもの）
 - (イ) 児童扶養手当証書（有効期間内のもの）
 - (ウ) 遺族年金証書
 - (エ) ひとり親家庭等医療費受給資格者証（有効期間内のもの）

※8 無職の証明書

・以下、(ア)~(オ)のいずれかを提出してください。

- (ア) 退職日の入った源泉徴収票
- (イ) 退職証明書
- (ウ) 離職票
- (エ) 雇用保険受給資格者証
- (オ) 廃業届出済証明書（自営業の場合）

5. 出願期間・選考結果発表

	募集回	出願開始日	出願締切日 * 消印有効	採用候補者決定日（予定）
4月入学	第1回	2026年2月2日(月)	2026年2月20日(金)	2026年3月13日(金)
	第2回	第1回締切後～	2026年4月20日(月)	2026年5月22日(金)
9月入学	随時	2026年7月6日(月)	2026年10月19日(月)	2026年11月20日(金)

* 4月入学者は、入学前と入学後の2回募集を行います。

* 9月入学者は期間内随時募集としますが、出願締切後に一括で選考します。

* 選考結果（採用候補者決定）については、出願時に申請いただいた生計維持者の住所宛に郵送します。

6. 出願方法

- (1) 出願は郵送に限ります。
- (2) 以下の住所を切り取り、角2封筒(A4が折らずに入るサイズ)に貼付のうえ簡易書留または特定記録で郵送してください。
- (3) 郵便局で発行される特定記録、または簡易書留の控えが出願の証明になります。紛失しないよう、各自で保管してください。

<願書など提出先> →

〒603-8577
京都市北区等持院北町56-1

立命館大学 衣笠キャンパス 学生オフィス
立命館大学家計急変学費減免(入学予定者) 係

<個人情報の取り扱いについて>

今回提出される申請書や家計状況を示す書類等の情報は、「立命館大学家計急変学費減免」の選考に利用します。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ利用されます。

【問い合わせ】 学生オフィス（衣笠） 奨学金係 TEL：075-465-8168

学生オフィス開室時間 平日 9：30～11：30、12：30～17：00

（火曜日のみ 12：30～17：00）

< 概要 >

	立命館大学家計急変学費減免 (入学予定者)	日本学生支援機構給付奨学金および国の 授業料減免(家計急変)
急変事由	①死亡(自然災害等による場合も含む)	①死亡(自然災害等による場合も含む)
	②重度後遺障害 (自然等による場合も災害含む)	②事故・病気により半年以上就労不能 (自然災害等による場合も含む)
	③自然災害等による以下のいずれか ・家屋の被害 ・30 日以上の長期入院・加療	③災害により被災した場合、生計維持者の 生死不明、行方不明、就労困難など世帯収 入を大きく減少させる事由の発生
	—	④失職(災害の場合も含む) * 非自発的失業に限る ⑤本人が父母等による暴力から避難 *「児童福祉法」又は「売春防止法」の 定める施設等へ入所等することになった
募集時期	2025 年 1 月以降から 2026 年 3 月 31 日 までに急変事由が発生した者 (募集期間内に申請)	2024 年 1 月以降から 2026 年 3 月 31 日 までに急変事由が発生した者 (入学後 3 か月以内に申請)
家計基準	生計維持者(父母)の年間給与収入合計 が 600 万円以下 (自営業その他所得 197 万円以下)	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、 かつ資産が基準額未満
資産	なし	本人および生計維持者の預貯金・有価証 券・現金等が 5000 万円未満 多子世帯で授業料減免の満額支援を受け る場合は 3 億円未満
学業基準	なし	以下①～③のいずれかに該当すること ①高等学校の評定平均値 3.5 以上 ②高卒認定試験合格者 ③学修意欲が「学修計画書」で確認できる
その他基準* 在留資格	外国人留学生(在留資格が「留学」)は対 象としない	以下 JASSO の Web サイトを参照 

その他基準 * 入学時期	なし	<高等学校卒業者> 初めて卒業した日の属する年度の翌年度末から、大学に入学した日までの期間が 2 年を経過していないこと <高卒認定試験合格者> 高卒認定受験資格取得年度の初日から認定試験合格までの期間が 5 年を経過していないこと、および合格した年度の翌年度末から、大学に入学した日までの期間が 2 年を経過していないこと
継続審査	なし	継続願の提出 学業成績の確認 家計状況の確認 * 家計急変の家計状況は採用後 3 か月毎に審査
授業料 減免額 (※1)	年間授業料の 1/4 の額 * 入学年度 1 回のみ * 入学金は減免対象とならない	第Ⅰ区分または多子世帯 700,000 円 (年額) 第Ⅱ区分 466,700 円 (年額) 第Ⅲ区分 233,400 円 (年額) 第Ⅳ区分 (理工農系) 233,400 円 (年額) * 入学金も減免対象 * 家計急変の場合は月割で支給

(※1) JASSO 給付奨学金 (家計急変) に採用となり、支援区分が決定すると高等教育の修学支援制度に基づく授業料減免制度の支援区分が同様の区分で決定されます。採用された場合は、JASSO 給付奨学金(※2)の支給および国の授業料等減免の受給対象となります (減免額は上記「授業料減免額」参照)。

(※2) JASSO 給付奨学金の支給月額

支援区分		【自宅通学】	【自宅外通学】
第Ⅰ区分・第Ⅰ区分 (多子世帯)		38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
第Ⅱ区分・第Ⅱ区分 (多子世帯)		25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
第Ⅲ区分・第Ⅲ区分 (多子世帯)		12,800 円 (14,200 円)	25,300 円
第Ⅳ区分	多子世帯	9,600 円 (10,700 円)	19,000 円
	理工農系	支給無し	支給無し
多子世帯区分		支給無し	支給無し

・私立大学における金額。生活保護世帯の人および進学後も児童養護施設等から通学する人は、自宅通学の () 内の金額。

・第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当する多子世帯である場合は、その支給月額が支援されます。

- その他、JASSO 家計急変については、毎月の支給額が 3 か月毎に見直しが行われるなどの条件があります。
- 「JASSO 家計急変」の詳細は、日本学生支援機構 Web サイトでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html